

岩手地方最低賃金審議会第4回専門部会議事要旨

岩手労働局

令和5年8月7日午後1時25分～午後6時10分

○ 主な審議事項〈公開・ 非公開 〉 1 全国の審議状況について 2 金額審議 3 その他	出席状況	公益	3/3
		労側	3/3
		使側	3/3
○ 審議要旨			
1 全国の審議状況について 事務局より、全国の審議状況について情報提供した。			
2 金額審議 労使の主張に対する審議が進められ、労働者代表委員及び使用者代表委員から、金額の再々提示がなされたが、これ以上の歩み寄りには困難となり、使用者代表委員から公益委員案提示の提案がなされ、労働者代表委員もこれを了承した。 使用者代表委員から、昨年のような付帯決議について、今年は付帯決議ではなく答申書の本文の中に、制度の拡充や価格転嫁など中央労働審議会の公益委員見解の政府への要望と同じような内容を盛り込んでいただきたいとの要望があった。 その後、公益委員案を提示し、採決を行った。			
【公益委員案】			
提示案1 「現行の岩手県最低賃金時間額 854 円を 39 円引き上げ 893 円（引き上げ率 4.57%）とする。」			
提示案2 「岩手県最低賃金の発効日を法定発効とする。」			
【採決結果】			
提示案1については、賛成5（公+使）、反対3（労）、提示案2については、賛成5（公+使）、反対3（労）となった。提示案1及び2については、本審会長へ報告することとした。			
答申の本文に付け加える事項について、使用者代表委員から提案があり、内容について検討した。			
3 その他 なし。			